

■公開質問状の内容

質問事項

質問事項の回答は、4月8日(水)までに、一般社団法人奈良県聴覚障害者協会事務局あて、メール (sincol948-nda@kcn.jp) もしくは FAX(0744-29-0134)までお願いいたします。

1. 手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県における「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください。

私は三宅町議会議員をしておりますが、貴団体の取組がきっかけで提出された「手話言語法」制定を求めた見解を、私が代表者となり2014年6月6日の三宅町議会に提案し採択しています。国レベルで手話言語法を制定するのは本来の筋道ですが、そこに立つスタッフとしても奈良県における「手話言語条例」の制定は、十分に検討すべき課題だと思っています。

2. 奈良県の就職事情

奈良県内にある奈良県立ろう学校は在校生数が全国的にもトップクラスといわれるほどよい評判をいただいています。しかし、卒業後は奈良県内の企業の求人が少なく、また大学等進学校も少ない状態で、やむを得ず他府県に転出してしまうケースが年々増えてきています。

また、県内に就職している聴覚障害者やこれから県内に就職を考えている聴覚障害者も県内に求人が少なく、求人があっても「電話ができること」が条件で聴覚障害者は門前払いという企業も少なくありません。このような状況に対して、貴殿のご見解をお聞かせください。

率直にもありますが、一般的には「電話ができること」を採雇の条件とするのは差別的な差別になると思います。聴覚障害者が働ける仕事、働きたい職種を作り出していきながら、社会の側からのサポートが、国が制定した「障害者差別解消法」は合理的配慮について、民間企業は努力義務でまわっています。国レベルでも障害者雇用については合理的配慮の推進は明確に「義務」と定められています。良い方向に進むように私も努力したいと思っています。

3. 手話通訳者の働く場の確保

厚生労働大臣公認の「手話通訳士」という資格があります。しかし現在、厚生労働大臣公認である手話通訳士を取得してもそれを活かせる場面が極端に少ない状況にあります。せつ

かく取得した資格を有効に活用するためにも、手話通訳者が業務として働く場所を拡充することが急務であると考えています。貴殿のご見解をお聞かせください。

当時の手話と点字とを両方非常に得意(両方とも手話通訳)として手話通訳の経験が豊富です。
また、手話通訳者の手話通訳の経験が豊富です。
札幌市でSystem of the Hand and the Eyeと関係が深い。

4. 高齢聴覚障害者の支援

現在、高齢者支援のために介護保険法等が施行され、それに基づく介護保険事業が展開されていますが、どれも聴覚障害者には利用しにくいものがあります。老人ホーム等に入所された高齢聴覚障害者もほとんどが健聴者との共同生活になじめず、心細い余生を過ごしている状況が報告されています。

高齢聴覚障害者という、高齢者全体で見ると少数派ですが、聴覚障害者も介護保険料を支払いしているのです。聴覚障害者のニーズにあった介護保険サービスを受ける権利を有していると考えます。このことについて、貴殿のご見解をお聞かせください。

また、聴覚障害者の高齢者に対する支援策の充実が望まれます。
高齢者のためのサービスは、聴覚障害者にも必要です。
聴覚障害者に対する支援策の充実が望まれます。

5. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

聴覚障害者の高齢者に対する支援策の充実が望まれます。
聴覚障害者の高齢者に対する支援策の充実が望まれます。
聴覚障害者の高齢者に対する支援策の充実が望まれます。

最後にご氏名をお願いします。

札幌市でSystem of the Hand and the Eyeと関係が深い。
半尾信也